

原本番号 昭和四八年(民)第四〇号の

昭和四八年一月二日
第 回 公 口 頭 弁 論 判

速 記 録

事件番号 昭和四八年(行)第 二五 号

証 人

名 人

宮 崎 繁 樹

被控訴代理人 (弘中)

最初に、証人の職業、および経歴を、ごく簡
単に述べさせていただきます。

現在、明治大学の教授を、お持ちしております。
専攻は、国際法というところでござい
ます。

特に、管周係に、お詳しいこと、うかがってござ
います。着書等は、ございませぬしやう。
特に、このように、おっしゃる、昭和四六

裁 判 所

年「出入国管理」という本と、四七年
に、「外国人法制の研究」というもの
とこれとは全く同じにござりまする。
「亡命と入管法」というものを著して
あります。

今度、筑摩書房に出ます。法律全集に
も、本入国管理関係を担当してありますね。
ほい、ただ今印刷中をござりまする。

内言にはござりまする。最初、外国人に対す
る表言の自由の問題について。証人は、日本国
憲法で規定されてあります。基本的人権として
か、日本国に在在する外国人に対しても
も保障のありかという点に對しては、

どうか、お考えを願います。

既に学説の二つござりまする。尚単に申し

述べますと、第三章の国民の権利義務

という規定は、外国人に適用に

ならず、私は思うのが、二つござりまする。

しかし、憲法の九八条によりまして、

確立された国際法規というものは、日本も

遵守する、と言っております。現在、世

界人權宣言に表われた国際的な通

念、それは、サンフランシスコ平和条約の前

文でも、それを守るというものを

あります。また、国際人權規約と云

わね、お、国際連合一九六六年に

採択されたものも、国際慣習法の
内容を、固定化したものも、考へられるわけ
ではない。そのうち、そのうち、
考へます。第二章の、国民に保障
された基本的権利、義務の規程は、
特に保障の、限り、外国人に対しても
も適用に及ぶと、そのように理解して
おきます。

基本的人權の中にも、いろいろあるけれども、
特に表現の自由、これに、つぎは、
おっしゃるのと、関連に及ぶと、どうなるか。
表現の自由と、言ひます。これは、国民に限
らず、人間である以上は、その市民生活に

当然に付随して認めらるるもの。
このように、外国人に対しても保障される
べきものがある。そのように考へます。

基本的人權の中にも、最も基本的なものと
いふように理解してよろしいか。

そのように思ひます。

その表現の自由の中、具体的な問題で、
おっしゃる例は、一定の政治的な問題に
ついての意思の表明として、デモ行進をすま
あ、は、集会に参加する、あるいは、
というように、その場合には、今、みん
ほこのように、おっしゃる。

デモ行進と言ひますものは、屋外に

集会、その表現の自由といふものは、
此れが如く、思ひまかりなすべし。そのようによつても
に、つゞき、特に国内法令によつて禁止さ
れてゐる。限りは、外国人もその行動に
及らぬものと見なす。

と、うに、外国人には、国民投票、選挙業の
行為も参政権といふもの保障は、なからず、
そのまかりなすべし。そのやうに、外国
人には、政治的な問題につき、とやかく言ふ
資格は、ない、といふことが、

政治的行動、political activity といふ
中には、狭いものと、広いものと、
を思ひまかり、国家の政治的意見の形成

最高裁判 九号の一

と、うに、積極的に関与する権利を
狭義の政治的行動といふものと、思ひ
まかりなすべし。例之は、選挙権、被選挙
権、公職につき権利、あるいは、
最高裁判官の罷免権といふものは、
外国人は持たない。当然、国家の政治的行動
に、関与するもの、その中には、意見
を述べ、そのやうな行為は、広い意
味で政治的行動に当たるとも、思ひま
かり、本来的には、市民的権利に
あつて、その意見発表の自由、表現の自由
といふことの中心に含まはれるものと理解して

あります。

外国人に対しても、いかなる憲法上の清願権
の認められようか（これは）は、政府も同様
見解、つまり認められようか見解を示して
いることは、ご存じかすね。

その点については、戦前は、外国人については、
清願権は認められず、おぼろげな
その理由としては、外国人は、立法に関与
できないから、立法上の清願権は認め
られず、という解釈の一般化のため、
受け付けず、戦後は、外国人に対しても
清願権の認められようか、という点の、一般
的な考之方と理解してあります。

最高裁印 九号の一

戦後でも、直接の立法と云います。国会議員の
の選挙等）と云うことについては、外国人に権利の認
められようか（これは）は、おぼろげな
という、戦後は認められようか（これは）は、
おぼろげな。

なく、戦後、基本的人権の認められようか
は、おぼろげな。日本におぼろげな、臣民という
ものを外国人というものは、違つて、考之方
は、おぼろげな。戦後は、人種、国籍など
による差別のない人権の保障という考之方
の一般的に考之られようか結果であらうかと
いうふうに理解してあります。

その点、日本国内に在留し、由本政府の政策

あるは法規等による。事實上、いろいろの影響をこうむる者は、その選挙権の有無と
いふことは関係なく、さういふ実態から自
分のなれても、実情についての意見を自由に述
べるといふことは保障すべきことである。こゝに
は、み考之に、さういふことである。

その選挙権と云ふものと、自分の公の意
味の生活について影響のある場合に、
意見を述べるといふことは、直接的には
関係はないと思ふ。例之は、神和帝に
はんとする人の、東京に動つて来たこと
といふ場合に、東京の選挙権は、持て
たりするけれども、やはり、東京にみよて

生活上の不便があることには、都議会の
選挙権は、ありさうりかひりも、都知事
とか、都議会に對して、要請を述べると
いふことは、さういふわけを、さういふし
未成年者に對しても、選挙権は
さういふさうりかひりも、さういふ政治的
意見を述べるといふことは、行ふべきこと
だと思ふ。さういふことには、選挙権の有
無から、公義の政治的意見を表明と
さういふの禁止とさういふわけは、ないと思ふ。
民主政治といふものは、自由に意見を述べると
いふことが、何よりも重要である。其の
際、選挙権の制度の問題とさういふものは、

とほ また 次元の異なることと言います。あ
しう、その上に立たし制度として存在するも
のがある。逆に選挙投票権の行使から
とる。本末転倒のようである。言ひます。どう
しようか。

これを、私の専攻の点とは、直接関係は
ありません。

今の問題で、ごんごんするけれども、外国にのみま
しとは、どうしようか、外国人に對する表現の
自由の保障という問題を、いろいろに取
扱へようか。

最近に、お聞きしたは、世界人権宣言の

採択しようかと、いふに、うまい。か、多々の
国に、憲法上、世界人権宣言の
内容、権利を保障するところ、うまい
掲げよう。国も、ごんごんするし、また、
憲法、あまは、法令によろ、外国人
に、おしとも、国民と同様に、表現の自
由というものを保障しよう。国も、数多く
ごんごんする。また、ヨーロッパに、あ
まは、ヨーロッパ人権条約というものを
採択しよう。うまい。うまい。うまい。
表現の自由、集会、結社の自由などは
保障されて、あります。それは、自国民
に對する、外国人に對しても保障する

と、う、期、間、を、い、ふ、ま、す。

よ、る、在、留、し、て、い、ま、す、外、国、人、に、対、し、て、在、留、中
に、政、治、活、動、を、し、た、と、い、う、こ、と、を、理、由、に、し、て、
こ、れ、以、上、の、在、留、は、も、う、認、め、ら、れ、な、い、と、い、ふ、つ、ま、り、
在、留、期、間、更、新、申、請、に、対、し、て、不、許、可、処、分、を
受、け、ら、れ、る、と、い、ふ、こ、と、も、し、こ、れ、を、
し、ま、も、一、定、の、制、限、が、あ、る、の、に、お、い、て、い、ふ、に、
つ、ま、り、こ、れ、は、い、か、ら、な、い、と、い、ふ、こ、と、

私、も、合、部、調、査、を、し、て、あ、け、て、い、ふ、に、お、い、て、い、ま、す、
け、れ、ど、も、こ、れ、が、最、近、ト、イ、ツ、に、
國、に、み、り、な、い、外、国、人、の、政、治、的、な、權、
利、を、い、う、本、に、あ、る、と、い、ふ、に、お、い、て、い、ま、す、
お、い、て、い、ま、す、本、に、お、い、て、い、ま、す、け、れ、ど、も、
こ、れ、を、

最高裁印 九号の一



見、な、す、と、い、ふ、こ、と、は、合、法、的、な、政、治、活、動、を、し、
た、と、い、う、こ、と、に、お、い、て、い、ま、す、
と、い、う、こ、と、は、書、き、あ、り、ま、す、と、い、ふ、こ、と、
最、近、に、お、い、て、い、ま、す、こ、れ、は、各、國、に、認、め、ら、れ、
な、い、と、い、う、こ、と、に、お、い、て、い、ま、す、と、い、ふ、こ、と、
人、の、一、の、条、の、二、項、に、お、い、て、い、ま、す、と、い、ふ、こ、と、
と、い、う、こ、と、は、書、き、あ、り、ま、す、と、い、ふ、こ、と、
こ、れ、は、い、い、つ、ま、り、合、法、的、な、政、治、活、動、を、し、
た、と、い、う、こ、と、に、お、い、て、い、ま、す、と、い、ふ、こ、と、
先、進、國、と、申、し、ま、す、こ、れ、は、文、明、國、に、お、い、て、い、ま、す、
政、治、活、動、を、し、た、と、い、う、こ、と、に、お、い、て、い、ま、す、
法、政、活、動、を、し、た、と、い、う、こ、と、に、お、い、て、い、ま、す、



ことば、まじりかたは、思ひます。六条の二項と
 いふは、日本の出入国管理令と同じ事
 の、要約をすれば、國家の安全に關する
 批判、國家の公安を害すものなることは、
 一とせば、行ないし、あつた。あつた。
 今の違法な政治活動、合法な政治活動と云ふこと
 については、その判断の言ひます。是れは、
 つまるところ、日本人の可成り合法である評価
 である。政治活動の、外国人である故に、今
 同じ集會に參加し、あるは、テモに參加
 して、そのことである。外国人である故
 に、違法である評価である。あつた。あつた。

最高裁印 九号の一

事柄は、先ほど申しましたように、政治活動
 の中には、狭義の、自国民だけに限定
 される、例之は、選挙活動である。政府
 をつくつたこと、そのような問題、あるは、
 政治意思の重要な部分に參加すること
 として、政治活動の、あるは、思ひます。あつた。あつた。
 とうとう、これは、外国人に對して、禁止して
 いる。日本にも、外国人の選挙資金を
 受けとるな、という規定がある。思ひ
 ます。この、とうとう、外国人に對して、禁止し
 られた、狭義の政治活動を、あつた。あつた。
 ことに、思ひます。これは、選挙法の問題か
 起る。そのこと、思ひます。あつた。あつた。

外国人のあつても市民活動に拘束した
 内題に ついて 政治的意見を表示する
 ことの意味の政治活動に 必要なら
 なくば、その国の国民に 合法に 行
 されては 行動を しないという ために
 外国人の 処罰 を したがり、 限る強制
 を したる ことは、 ないと言ふ ように
 と思ふ。

日本の入管法の、公安のいは日本国の利益
 を害するところをいふは、今おしやうたうが、
 狭義の政治活動と 広義の政治活動に 分
 けておしやうたう、 大体そのに 基準が
 あるところをいふ ようにしよう。

最高裁印 九号の一

公安というものは 外国人の犯罪を犯した
 とき、あるいは武器を隠す 集合したとき、
 そういふ ことを 含みます。 今の内題に
 ついて申しますと、日本国民にとり、合法に
 あるところなる 行動を、外国人の 行動に
 場合に、日本の公安を 害する、あるいは
 日本国益、あるいは国民の利益を 害す
 るところをいふ 言ひ方と 思ふます。

多分、異体政治問題に ついておしやうたうが、在日
 アメリカ人の 自国の 母国の アメリカの 行動を
 よめ政治的 本に、 反対の 意思を 表明する、
 よめ 方法として、 投票するとか、 集会に 参加す
 るに 参加するところ、 あるいは、 その方法が

裁 判 所

もろろん合法的であることが前提に立つわけ
 である。非難に値する行為なんらなくとも。
 そのほか、その判断を可とする方の之観に
 よると思ふべきであらう。合法的な意味では、
 非難に値するものという意味ならば、それは
 法的な非難には該当しないと思ふべき。
 先ほど、ふしやめた例は、在留期間更新
 等の重要な判断要素として、そうとう重要な
 マスターの要素として考慮可とするべきであらう
 の。ところが、この点が、
 そうとう重要なことは、市民的な表現の自由に
 含まれるものではないから、それを公
 に非難するところから、不利益な取扱い

最高裁判所 九号の一

をするところについては、高きでないと思ふべき。
 日米安保条約反対、あるいは日米安保条約紛
 争、というものは、基本法、あるいは、デモ行進に相
 当するところについては、いかなる理由も、

その反対のやうな、発言にもよるものだと
 思ふべきであらう。日本国と外国との国交
 を危うくするもの、そういふもの、行進と
 いうものは、奴隷制、あるいは、その他、
 とも、平和的な文書によるもの、意見
 表明というものは、広く外国人に対しても
 認められるべきと思ふべき。ただし、その
 限界は、
 非常に低く、
 日本国および日本国民の利益という内題で、

それを害すものとする。この判断で
 がおさる。外国人にこそそみることも、
 日米安全得隣条約というものは、その基地
 協定の。そういふものによりまして、アメリカ
 人に影響を持つもの。このように
 平和的方法によつて。自国の意見を述
 べるというものは、許すものはなから思
 へます。ただ、それ。日米間の国際
 関係を危険にさらすもの。行動という
 ことになりますと、内題の起ると思ふこと
 なくとも、限るは、平和的な方法で意見を
 を述べるというものは、先ほど申し上げた考
 考の。合法の枠内にあると思ふこと。

最高裁判所 九号の一

入管令で、在留資格というものを決められてある
 わけですけれども、この在留資格を決める意
 味は、このようにみ考する。この
 べく端限に申しまうと、日本人の職業と
 いうもの、労働的な市場というものを、
 中心限る目的というところ。思ふこと。
 そうしますと、在留資格は、かなり抽象的
 な例では、留學生であるもの、あるいは、研修
 職員であるもの、満議を行なう者、このように
 かなり抽象的な決り方をしとある。わけですけれども
 とも、そういう抽象的な在留資格と、そのもの
 具体的に日本にどういふ活動をしようか、と
 う具体的に入国目的がどういふもの、この関係

つまり、一定の在留資格の範囲及びその内容は、自
律的に入国目的は、ある程度流動的になる
こともないものがある。それによっても、その在留資格
の中を、具体的に入国目的とするところ、在留
資格と同等の拘束力を得ようとするところ
点はいかにできるか。

いかにあるべきか、どうも思ひまかりかねるも
世界人権宣言とか、国際人権規約とか
ような考え方は、人種とか国籍によつて
差別のたゞ人権の保障と云うことでは
ない、外国人のありうと、自国民であ
うと、自由に行動の出来るか、本来
安んずるべきか、それによつて、在留

最高裁判所 九号の一

目的を持つに場がある。たゞは、
大勢の外国人の日本に押し寄せ
て、ある職業について独占的状況に
なつたところになり、その分野に
おける日本人の職業活動の、それに
よる制限を、日本国民の利益を害
するところ、戦争や外国人の対
するところの日本の立法の上において、
外国人の行動、職業活動を制限す
るような規定になつてくると思
ふ。そういう点から申すならば、
皇朝郷土を 守るに限り、その在留目的
をまひなく考へる必要は、ないとは思ふが、

もろろん現行法の上で、在留資格を以てしるが
決められておられます。許可を得るに
ては在留資格から、ほみ出された行方を
可なりけりとは、好ましくありません。お
まかりけりとも、立法目的から考へますと、
その制限を以てしるが、その立法目的の限
り理解してよろしいと思はるかと、思つて
おきます。


もう一つ、具体的には、言ひますと、
控訴人の場合、英語教師として、在留
資格を以てしるが、在留資格として、
一応、法務大臣の手に定めらるる中
に、法的には、パスポートに、雇用ビザ、
あるいは、

最高裁印 九号の一



職業ビザと、雇われたいが、職業に従事
するに、在留を認めようとするに、
おられる。あつた。今の問題は、
その二つの段階
に合はる。つまり、職業として、
あつた。ど
のような職業に、ついても、
と、一つの問題に、なると、
二番目の問題として、職業
として、
例へば、一定の英語教師として、
は、
から、
そのうち、
在留目的と、
二つの段階に、
おられる。そのうち、
おられる。そのうち、

経過等。う。あ。ろ。その半面解釈として、現
行法では、そのまゝは細かい解釈はたいとく
と不可。

そうもすね。両方照しと考えてみることも
現行法では、在留資格というものは抽象
的の広汎だ。こ。う。い。う。に。見。う。け。る。と。思。い。ま。す。
出入国管理令では、在留資格 どのもの  変更
可。こ。こ。に。つ。いて。は。一。定。の。手。続。を。定。め。ら。れ。て。あ
ります。

法務大臣の許可を必要とすると思います。
在留資格をほけぬで、英語教師なら、
相変わらず英語教師だ。こ。う。い。う。に。思。い。ま。す。
具体的な英語学校の場合を考へる、こ。う。い。う。の

最高裁判 九号の一

転職をす。こ。う。い。う。に。い。は。す。入。管。令。上。の。
今の届出とか、許可とかいうような手続はな
い。こ。う。い。う。に。い。は。す。

そう考えて、い。い。と。思。い。ま。す。

そうすると、こ。う。い。う。の。転。職。を。す。ま。し。に。い。は。す。何。ら
の届出、あ。い。は。す。許。可。制。度。こ。う。も。の。い。は。す。法
体系の下で、また、こ。う。い。う。の。転。職。を。す。ま。し。に。い。は。す。
いは、こ。う。い。う。に。い。は。す。届。出。を。す。ま。し。に。い。は。す。
ま。し。に。い。は。す。指。導。も。な。さ。れ。て。い。ま。す。こ。う。い。う。の。お
お。し。え。こ。う。い。う。の。お。し。え。の。た。と。え。は、在留期
間更新申請と。こ。う。い。う。の。場。合。に。無。断。転。職。と
い。う。形。で、マ。イ。ナ。ス。要。求。と。す。ま。し。に。い。は。す。こ。う。い。う。の

かたうか。

在留期間の更新等は一応自由裁
 量といふことにならざると思ふ可なり。其
 のも立法の趣旨から考へると先ほども
 申し述べたように、外国人に ついて、
 在留資格をどうものを決める可なりは、
 また、本入国管理令自体の体系と
 言ひまかりは、外国人に ついて、本来的には
 人向の可なり可なり、平等なわけを
 せざる可なりけれども、日本の国家、あつては
 日本の国民に對して、善及ほ可なり
 なる趣旨があつては、困る可なり趣旨から
 立法をわけておられる可なり。

最高裁判所 九号の一

それに觸れない範圍で、外国人の職
 務にたつたか、在留資格の枠内での勤め先
 を考へた、可なり可なり、不利益な待遇を
 する可なりは、裁量に ついて、好ましく無い
 もし自由裁量の認められ、可なり可なり
 方を考へざるは、その裁量の枠を越える
 と言ひまかり、適切では無い可なり。

入国手続をする際に、書類上 具体的に
 可なり可なり、たとえば、英語教師として働く
 可なり可なり、具体的に雇用契約書可なり
 ものも手続事務には必要だとおられる可なり
 可なり可なり、可なり可なり、可なり可なり、

つこの適、不適を以て内題として、今の内題は
考之らるると思ふなり。

實際の實際の上のことも、在留期間の更新
を申請して、申請をすんがり認めらるるものと、
その申請、その申請の認めらるるに、不許可
にされたるもの数の比率は、十何万対数百の
程度に可なり。而して、数の上からいくと、ほと
のものが、期間更新を認めらるるに、その間の
ようである。その点には、今の証言との関係
は、このように、お考之らるるなり。

私も、その正確な数を承知して、そのわけ
は、お考之らるるに、特に、その期間
内に、適法に、その在留を引き続き認め

最高裁印 九号の一

るに、日本国民及び日本国民に

と、その害をなすことは、当然、更新を認め

よ、その間、法務省にも、従来は行

なれば、お考之らるる態度のうらと、思ふなり。

そうした場合に、自由裁量の基準として、

お考之らるるわけに、退去強制事由と

そうも、お考之らるるわけに、お考之らるる

た、その上陸を認めらるる、お考之らるる

あるわけに、その間の事由として、

それ、在留期間更新の際の認め、認めな

いの基準として、お考之らるる間接は、お考之らるる

お考之らるるなり。
一番、お考之らるる、入国を認めらるるに、その基準

ことばに於ては、これは日本国民にあつて、日本
 国民に對して、善いある、どうか、と云ふこと
 は、ほゞそみなければ、あつて、やうなことを
 あつて、いふ、一番、シビア、たううと思ひ
 ます。ただ、入国の認められて、本人が居住
 しようの場合には、その状況は、あつて、あつて
 ことばに於て、特に、入国を、と云ふ、
 合法的に生活を、と云ふ、外国人を、退去強制
 を、する、と云ふ、ことば、本人の、こゝろ、を
 害と、言ひ、する、か、苦痛と、云ふ、もの、を、それ、から
 日本、あつて、日本国民の利益と、云ふ、ものを
 秤量して、し、する、こと、引、き、續、き、思、ひ、を、
 日本国民にあつて、日本国民にと、害、あ、つ、て、

最高裁判所 九号の一

といふ要素の、大いの場合には、退去強制
 を、する、それ、を、引、き、續、き、在留
 を、認、め、る、こゝろ、に、あ、つ、て、
 あり、か、つ、て、あ、つ、て、思、ひ、を、
 今の証言によつて、在留期間の満了、と、
 それを更新する、と、云ふ、こと、を、
 在留期間中に、無理に、出、す、強、制
 退去の基準とは、それ、を、あ、つ、て、
 退去の、と、云ふ、こゝろ、に、あ、つ、て、
 それは、在留目的にも、あ、つ、て、
 例、え、ば、それ、を、觀、望、の、目、的、に、あ、つ、て、
 その期間中に、在留目的を、違、は、つ、て、あ、つ、て、
 う、と、云、ふ、こゝろ、に、あ、つ、て、

認め、あつて、最初、期間、長、期
向認め、さう、普通、の、やり、方、は、可、か
と、思、ひ、ま、す。

証人、は、船、報、四、五、年、一、月、二、日、外、國、人、の、政、治、
活、動、あ、つ、は、テ、行、進、あ、つ、は、投、書、さ、う、し、と
は、も、政、治、的、意、見、表、明、を、行、な、う、こ、の、こ、ろ、
こ、ろ、さ、う、し、に、つ、て、意、見、を、お、の、し、た
こ、の、こ、ろ、あ、つ、ま、す、。 故、三、日、前、す、す、。
あ、つ、ま、す、。

甲第一三号証を示す

これは、私の書状も、さう、さう、す、す、。
さ、の、印、鑑、も、証、人、の、も、の、さ、う、す、す、。
は、い、さ、う、さ、う、さ、う、す、す、。

こ、の、こ、ろ、に、つ、て、さ、う、し、は、先、ほ、の、大、令、触、れ、て
つ、た、だ、つ、た、さ、う、し、の、あ、つ、は、さ、う、し、の、
証、人、さ、う、し、は、ま、す、し、つ、こ、の、こ、ろ、の、意、見、を、さ、う、時
申、す、た、い、さ、う、す、す、。

さ、う、時、調、べ、た、範、圍、内、に、あ、つ、は、私、の、知、り、
さ、う、書、状、あ、つ、は、さ、う、し、の、基、本、的、
に、は、現、在、さ、う、書、状、あ、つ、は、思、ひ、ま、す、。

被控訴代理人（秋山）

甲第一三号証を示す

二、丁目の表の終りのほうに「市民隊及び政治
的権利に關する國際規程」の、こ、の、こ、ろ、に、
つ、て、触、れ、て、あ、つ、は、ま、す、。こ、の、こ、ろ、は、國、連、總、令、で
採、扱、さ、た、い、さ、う、す、す、。

一、一九六六年に合衆国憲法第一改正採択されたものも不可。

この規程は、条約（人権）に属するもの。

この規程は、条約の性格を確立するもの。

これは、表現の自由と、集会の自由を、何人

と言ふことも得保障される。この規程の規程

の目的。

はい、そのよう規程を規定して不可。

その実効あるものに、河、担滞のた

措置はとられておられる。

この条約は、三五の国の加盟のあり、発効

するに、現在、二二の国

く、加盟してあり、また、発効して

はありませぬ。

発効した場合には、いかなるものか。

発効した場合には、国連に人権擁護

委員会と *Committee on human*

rights というものがある。人権

委員会が、もし、これに

侵害がある場合には、そこに申し立て

を、その場合に、百とあります。

申し立てるには、規程自体は、国家に

いよつて、これに付属した

議定書があり、これに

個人も申し立てることも

あり、そのように定められてあります。

日本は、まだ批准しなさい、あつて可い。

日本の批准しなさい。これの発効した場合に、日本にあつて、日本国から、表現の自由を理由に、何卒の不利を多けた外国人は、その手続による、故済を求め、そのでまゝとするところがある。

規約、並に議定書に、日本の加盟しなさい。場合には、故済の方法がある。わけがござります。

一九六六年の国連総会の採決には、日本は、どういふ態度をとる、みたん、どういふか。賛成をいれ、ついであります。

最高裁印 九号の一

三丁目の(3)、これに書つてあるが、先生の先ほどの証言によつて、ヨーロッパ人権条約というものをいふ。

この条約では、ヨーロッパの加盟しなさい。ある国に居住しなさい。外国人は、個人の資格として、故済措置をとる、そのでまゝとする。

はい、これは、ストラスブルックというところ、ヨーロッパ人権委員会というところ、ヨーロッパ人権条約の加盟国として、これは、ドイツとか、イタリアとか、どういふ国の現在、はつてあります。

個人から故済を求めようとする
ことになつておる。既に、非常に数多
くの内題を取り扱つておる。

よくに提訴できる人は、この条約に加盟して
この國の国籍を持つ人に限らねばならぬ。
よくはありせん。この条約に加入して
國に生れ、つまり、日本人でも、例へば
西ドイツにいて、人権侵害を受け、西ト
イツの裁判所によつて、故済を得る可い
と云ふような場合には、つまり、国内的故済
手段をとつて、故済を得る可い場合には、
人権委員会に提訴できるという事では
いふ所から、国籍の區別はない。

最高裁印 九号の一

ことわざがござります。

よくに、先生の お書きになつては権利の侵害と
しては、集會、結社の自由という形では、お書き
なされておる。集會、結社の自由にも
この条約には規定されておる。これは、
平穩な集會の自由という事は、認め
らるゝと思つておる。

控訴人指定代理人 (吉野)

証人は、先ほどドイツへ留学されたという事で
お書きなされた。西ドイツの外国人法のコミメン
タールを お書きなされた。カーラインという人が
お書きなされた。お書きなされた。

そういふ本にお書きなされた。お書きなされた。

その著書に「よりまし」と。 あよそ 外国人は、他国
 に入国し、滞在し、権利を、何う有するものかは
 ない、という。 国際慣習法上、一致した原
 則であり、ドイツの外国人法は、その原則に
 基づいて定められた、という解説の箇所が
 ある。 あよそ、その点には、いかにしようか。
 それは、外国人法に、つては、三冊ほどの
 本の、あ、わけです。 現在にみよは、
 外国人の、当然に無条件に入国をすま
 ず、権利を持つものはない、というは
 一般に認められたことと思えます。 いふし
 それならば、国家のほうに、外国人の入国
 を絶対的に拒否できるか、と申しますと、

最新教印 九号の一

そうは、現在のドイツの外国人法は、二つ
 の考之方から成り立ちます。 いふし、
 一つは、国家利益という立場、一つは、世界
 人権宣言、それからヨーロッパ人権条約、
 コーソッパ居住規定という人権の保護という
 二つの考之方から成り立ちます。 いふし、
 考之方の、その二つの本とも、 あよそ の考
 之方だと思えます。 いふし、外国人のほう
 にくるというところを、無条件に拒否できるか
 と言ふと、 あよそ は、国際的に現在に
 みよは、国家は、交流の上に存在し、
 たいや、 あよそ いうに、説明し、
 したが、外国人法の、 あよそ 条文を見ますと、

例之は、外国人の外国人法の施行ニ或由に入国し滞在し、みよ、い、ま、には、外国人の政府の滞在許可を得なければ、ほ、れ、な、い、と、う、に、い、ま、す、ね、。

はい。

よ、一、ま、あ、い、に、滞、在、許、可、を、す、ま、い、に、と、う、か、に、許、可、す、ま、い、も、場、所、的、に、制、限、を、か、た、り、あ、い、は、期、限、つ、ま、各、件、つ、ま、あ、い、は、一、種、の、負、担、を、つ、け、ま、許、可、を、一、ま、い、に、と、う、に、い、ま、す、ね、。

はい。

さ、う、い、た、ま、は、臨、時、完、全、な、自、由、裁、量、事、項、と、な、り、ま、あ、い、と、う、に、い、ま、す、ね、。

さ、う、い、ま、す、ね、。

それは、裁量事項である。ただ、実際の入国の状況を、臨時に決する。外国人は自由に入国を、一、ま、い、に、と、う、に、い、ま、す、ね、。

よ、一、ま、あ、い、に、滞、在、許、可、し、ま、い、に、と、う、か、に、許、可、す、ま、い、も、場、所、的、に、制、限、を、か、た、り、あ、い、は、期、限、つ、ま、各、件、つ、ま、あ、い、は、一、種、の、負、担、を、つ、け、ま、許、可、を、一、ま、い、に、と、う、に、い、ま、す、ね、。

はい。

さ、う、い、た、ま、は、臨、時、完、全、な、自、由、裁、量、事、項、と、な、り、ま、あ、い、と、う、に、い、ま、す、ね、。

この原則は、
この原則は、
この原則は、

期限の定められた場合は、その期間が
いかにあつても、入国の
目的とするものではない。例之は、
留學のいたる。普通、ドイツの大学は
三年で卒業するけれども、その場合
は、一年たつたから、あつて行くこと
には、
に必要の期間は、例外なく、
に思ふより長くても、
實際は、
解釈上は、
自由裁量事項、

裁断半扉 九号の一

更新を許可するものは、当該官費の

自由裁量である。この原則は、
その期間を更新するものは、
裁量事項である。この原則は、

この原則は、
裁量事項である。
この原則は、
裁量事項である。

我が国は、出入国管理令の規定によつて、
その期間の満了後は、
原則として、
在留期間の更新の申請を、

在留期間の更新を認めらるる場合には、在留期間の更新を承知を以てあり得る。しかし、期間の満了の場合には、当然にその行くところを以て承知を以てする。……
 ただ、実際の運用上、更新許可申請を以てした場合に、大部令、許可し得る。……
 ……自由裁量として決定し得る。……私どもは理解して、みんぞう……
 規定上は、在留期間の決めらるる……

最高裁印 九号の一

場合に、更新をすべし。……行政庁の裁量事項にならざる。出入国管理令二一条の三項、この在留期間の更新の申請のあった場合には、……大凡、当該外国人の提出した文書により在留期間の更新を適当と認めらるる。……相当の理由があるときに限り、これを許可する。……この規定の文言解釈……通常の場合には、許可は適当と認めらるる。……在留期間の更新を適当と認めらるる。……行政許可……

である。と云うふうには理解されて、いわばその
「ト」は、ある程度、自由裁量に任され
るこの範囲のあんしんは、いかに思はんしんか、
と云うのは、いかに思はんか。

と云うは、本文の書かす方からいれば、
と云うふうな、お認めの方からいれば、
のも、いかに思はんか、先ほかに証言をいまし
たように、現在にみり、と云うの国際
的な通念と、いかに思はんか、人種とか、
国籍にかかわりなく、外国人の平穩
な市民生活か、と云うことは得障
りか、と云うか、世界人権宣言、
国際人権規約の考之方、と云うか、

最高裁印 九号の一

ただ、出入国のコントロールと云うことは、
その国家の利益、国民の利益を害すよ
うな、と云うか、あは、困ると云うことか、い
ま、と云うか、その運用と云うか、考之方
と云うか、その場合にも、日本の
国家および、国民に害か、限り、は
引え、在留を認め、と云うか、おま
し、そのように、運用と云うか、
と云うか、理解して、と云うか、

ただ、当然に、更新する権利がある、と云う
と云うか、は、入管令は、得障して、と云うか、思はん
と云うか、
と云うか、そのかと思はんか。

被控訴代理人（弘中）

文言解釈と云ふこと、その如く、実務の運用
 と云ふこと、全く異質のもの、そのような感懐の
 二箇内、あるは、証言のよりに思はん
 こと、自由裁量と云ふわけは、全く
 恣意的な自由を認められたるは、全く、合理
 的な裁量基準あり、それには、
 合には、裁量権の濫用の問題に、なること
 ことは、おぼしむ可なり。

私に申し上げたことは、国内法にその
 規定あり、そのも、日本の国家
 とも、国際社会の中になら
 ざるわけは、おぼしむ可なり、国際的な

最高裁印 九号の一

通念と云ふ。国際人権宣言、国際
 人権規約と云ふもの、あるわけは、おぼし
 む可なり。そのうも、おぼしむ可なり。国家の
 法とも、あるわけは、おぼしむ可なり。から
 するに、この考之方に、是れ、法の解釈
 運用と云ふもの、なすべし。また、
 こと、おぼしむ可なり。あるわけは、おぼし
 む可なり。裁量事柄と云ふこと、なる
 こと、その裁量基準に、つきます。は
 今、おぼしむ可なり。たよる、国際通念、ある
 は、実際問題として、個人の市民政
 権利の保障と云ふことを、重要視し、
 当然、裁量基準として、設定され、おぼしむ可なり、

それを、合理的な理由なくして逸脱したよう
な場合には、裁量基準下の濫用と見なす
ことになり得る。なるべし。

行政というものは、法に
基づいてなされるべきものと見なす。こ
の法というものは、国内法だけではなくて、
憲法も保障し、ありまじい。すなわち、
国際慣習法を含まれ得る。すなわち、
それに基づいて、行政の行なわれること
は、あるべきである。

控訴人指定代理人 (エロ野)

先ほど、西ドイツでは、そういふ点に
自由裁量のことを伺った。エニメニター

最高裁印 九号の一

にあり、法規裁量的な自由裁量とはよく、
完全な自由裁量である。その場合の自
由裁量に何等の制限とせば、外国人の滞在
にドイツ連邦共和国の利益を、河川の意
味に害する場合には、滞在許可を絶対
に与えずはならぬ。この意味で、消極的
な意味で御く、法の意味で、このことも
滞在を許可しう、というふうな積極的な方
面では、自由裁量に対する制限と云います
か、それは、たゞ、というふうにするん
か、その点はいかかろうか。
それは、ドイツ外国人法の解釈としても
狭く見ると思ふ。

結局、外国人を国内に受け入れるか、あるいは
 また、国内にいて外国人に思ふを定める
 か、どう、窮極の基準は、今、証人の言わ
 れるところにありませう。国家、または、国民
 の利益と云ふ事は、安全、それに害かある
 か、どうか、どういふことになるか、わけが
 ないか。

はい、そう考へてよろしいと思ひます。
 国家の利益につきますのは、具体的に
 は、安全保障、それから、公序良俗
 それから、衛生、それから、食料
 への影響、それから、その他いろいろ
 ですね、連、滞在期間と云ふものの根本

最高裁判 九号の一

的なもの定められる理由と云ふのは、よくある
 人です。

二つあるだろうと思ひます。一つは、先ほど
 申しましたように、試用期間のうちに、その
 期間、そういう国家の安全、国民の利益
 を害するかどうか、どうか、暫定的に
 決めるつもり、どういふか、それから、
 あつては、国民の利益を害する可い、
 期間にわたって、在留を認めようかと
 によろ、その、その、その、その、
 の、その、その、その、その、その、
 と、その、その、その、その、その、
 とういふ新管理に、法務大臣の、その、

実質的理由は、何ですか。

結局、外国人についての行政と云ふ事は、
さういふ問題、それは行政事項と云ふ
事、外国人の人権と云ふような問題など
の事項は、現在人権擁護局なども
法務省に属する事、法務省
の管轄である、さういふ点から、法務省
に属する管轄権を認めようと思つて
戦前は、それと異なつて、地方行政
長官と警察が担当して、
戦後は、今申述べたような理由で、法務
省に管轄を移したと思つて居ります。

最高裁印 九号の一

国の安全に關するに於ては、公安と犯罪
さういふものに關しては、さういふ
考慮から、さういふ事は、
國の公安と云ふ事、外国人の人権の
保護と云ふ事の接点と云ふ事、
當事者を管轄する者、法務省だから
だ、と云ふふうに思つて居ります。

以上

東京高等裁判所第二 民事部

裁判所速記官

横部 アヤ子